

2006年11月9日  
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

下水道受益者負担金，下水道受益者分担金及び下水道使用料の賦課，  
徴収及び滞納処分事務に係るコンピュータ処理の制限について（答  
申）

2006年10月31日付けで諮問（第219号）された下水道受益者負担金，  
下水道受益者分担金及び下水道使用料の賦課，徴収及び滞納処分事務に係るコン  
ピュータ処理の制限について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条  
の規定によるコンピュータ処理する必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たりコンピュータ処理す  
る必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

藤沢市では，インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手  
続を行うことができる電子自治体の取り組みを推進し，市民の負担軽減や利便  
性の向上を図るとともに，行政事務の簡素化及び効率化を進めるために，神奈  
川県及び県内32市町村（横浜市，川崎市，横須賀市を除く。）と電子自治体  
共同運営事業を進めている。

この電子自治体共同運営事業において，利用者本人から，インターネットに  
よる利用者登録を行い，行政手続をオンライン化する電子申請・届出システム  
を利用するため，コンピュータ利用について諮問するものである。

### (2) コンピュータ処理をする必要性について

この電子申請・届出システムを利用するにあたり、利用者は、申請を行う自治体ごとに、利用者規約に同意し、本人の利用者情報を登録する。登録を行った利用者には、利用者IDが交付され、本人が指定したパスワードと併せログインすることで、システムを利用することが可能となる。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として事務をインターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

(3) コンピュータ処理する対象手続（記録の名称）

下水道汚水排除量申告書

(4) 電子申請・届出システムで取り扱う個人情報（申請書情報）について

電子申請で取扱う申請書情報は、従来の紙による申請書情報と同一の内容となる。

申請に際しての個人情報は、次のとおりである。

対象業務の名称		個人情報の種類
下水道汚水排除量申告書	個人	住所・氏名・排水場所（住所）・水栓番号・水道水使用総排除量・地下水使用総排除量・水道水使用量・地下水（今回指針量・前回指針量・排除量）・散水（今回指針量・前回指針量・散水量）・総排除量
	法人	代表者氏名・記入担当者氏名

ア 申請書情報は、各自治体ごとにデータベースに格納・管理する。

イ データベースに格納された申請書情報は、申請先の自治体の業務担当職員以外は参照・修正できない。

ウ 業務の担当者は審査等にあたり、担当事務の申請書情報を取扱う。

エ システム利用者は、必要に応じ申請・届出の審査状況等をシステムに照会できる。

(5) システムの安全性について

今回利用する電子申請・届出システムは、2005年3月9日付け諮問第140号のシステムである。このシステムは2005年3月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認されており、その内容について変更はない。

#### ア ネットワーク

電子申請・届出システムは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W（ファイヤーウォール）等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、システムへのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われている。

#### イ 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件としてICカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか、重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスバック機能など厳格な入退出管理を実施している。

#### ウ 管理基準等

管理基準として、「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに、電子申請・届出システム等の各システムにおいても共同運営センターセキュリティポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し、適切な運用を図っている。

#### エ 外部委託

このシステムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより、個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し、個人情報適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

また、情報資産は各自治体の事務所管課が管理することから、外部提供には当たらないと考えている。

#### (6) 実施年月日

2006年（平成18年）12月1日実施予定

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

この電子申請・届出システムを利用するにあたり、利用者は、申請を行う自治体ごとに、利用者規約に同意し、本人の利用者情報を登録する。登録を行った利用者には、利用者IDが交付され、本人が指定したパスワードと併せログインすることで、システムを利用することが可能となる。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として事務をインターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができることから、コンピュータ処理する必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

今回利用する電子申請・届出システムは、2005年3月9日付け諮問第140号のシステムである。このシステムは2005年3月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認しており、その内容について変更はない。

ア ネットワーク

電子申請・届出システムは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W（ファイヤーウォール）等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防いでいる。

職員は自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、システムへのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われている。

イ 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件としてICカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか、重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスバック機能など厳格な入退出管理を実施している。

ウ 管理基準等

管理基準として、「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに、電子申請・届出システム等の各システムにおいても共同運営セン

ターセキュリティポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し、適切な運用を図っている。

#### エ 外部委託

このシステムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより、個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し、個人情報適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

また、情報資産は各自治体の事務所管課が管理することから、外部提供には当たらないと考える。

以上の点により、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上